

田原市中心市街地活性化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に基づき田原市が策定し、内閣総理大臣の認定を受けた田原市中心市街地活性化基本計画（以下「認定基本計画」という。）で定める中心市街地の活性化を推進する事業に要する経費に対して交付する補助金に関し、田原市補助金交付要綱（以下「市交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象となる団体)

第2条 補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、認定基本計画に位置づけた事業において実施主体として記載された事業者とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助率等は、別表に掲げるとおりとし、補助の対象として市長が認める経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、市交付要綱に定める補助金交付申請書（様式第1号）を事業の着手前に市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、申請者が補助対象団体であると認めるときは、市交付要綱に定める補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第6条 補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、市交付要綱に定める補助事業変更等申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付の決定を受けた補助金の額に変更がないときは、補助目的を損なわない事業計画の細部の変更に限り、当該承認を省略できるものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、市交付要綱に定める補助事業変更等決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、市交付要綱に定め

る補助事業実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、市交付要綱に定める補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市交付要綱に定める補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求により補助金を交付するものとする。

（財産処分の制限）

第10条 補助事業者は、この補助事業により取得した財産を補助事業年度の翌年度から8年間、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（関係書類の整備）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を整備し、これらの書類を補助事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱及び市交付要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。ただし、別表の改正は平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率等
タウンマネジメント推進事業	タウンマネジメント事業の実施に要する経費のうち人件費に要する経費	補助対象経費の2分の1以内で、予算で定める範囲
まちなか賑わいづくり事業	まちなか賑わいづくり事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費 (1) 謝礼金 (2) 旅費 (3) 消耗品費 (4) 燃料費 (5) 印刷製本費 (6) 光熱水費 (7) 宣伝広告費 (8) 通信運搬費 (9) 保険料 (10) 委託料 (11) 使用料 (12) 賃借料 (13) 原材料費 (14) 備品購入費（1件3万円以上のもの） (15) その他事業に関し必要と認める経費	補助対象経費の2分の1以内で、予算で定める範囲